

総合判断の明確化（通知文の詳細）

要素	行政処分の指針（H17.8.12）	建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について（H17.7.25）
物の性状	<ul style="list-style-type: none"> ・利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれがないものであること。 ・実際の判断にあたっては、生活環境保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状について JIS 規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ飛散・流出、悪臭の発生などの生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないものであること。 ・当該建設汚泥処理物がこの基準を満たさない場合には、通常このことのみをもって廃棄物に該当するものと解して差し支えない。 ・実際の判断にあたっては、当該建設汚泥処理物の品質及び再生利用の実績に基づき、当該建設汚泥処理物が土壌の汚染に係る環境基準「建設汚泥再生利用技術基準（案）（平成11年3月29日付け建設省技調発第71号建設大臣官房技術調査室長通達）に示される用途別の品質及び仕様書等で規定された要求品質に適合していること、このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等を確認する必要がある。
排出の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること。 ・実際の判断にあたっては、搬出記録と設計図書の記載が整合していること、搬出前の保管が適正に行われていること、搬出に際し品質検査が定期的に行われ、かつその検査結果が上記一の「物の性状」において要求される品質に適合していること、又は搬出の際の品質管理体制が確保されていること等を確認する必要がある。
通常の取扱い形態	<ul style="list-style-type: none"> ・製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該建設汚泥処理物について建設資材としての市場が形成されていること。 ・なお、現状において、建設汚泥処理物は、特別な処理や加工を行った場合を除き、通常の脱水、乾燥、固化等の処理を行っただけでは、一般的に競合材料である土砂に対して市場における競争力がないこと等から建設資材としての広範な需要が認められる状況にはない ・実際の判断にあたっては建設資材としての市場が一般に認められる利用方法※2以外の場合にあつては、下記四の「取引価値の有無」の観点から当該利用方法に特段の合理性があることを確認する必要がある。 <p>※2 建設資材としての市場が一般に認められる建設汚泥処理物の利用方法の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整しドレーン材として用いる場合 ・焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整し路盤材として利用する場合 ・スラリー化安定処理した上で、流動化処理工法等に用いる場合 ・焼成処理した上で、レンガやブロック等に加工し造園等に用いる場合
取引価値の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断にあたっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該建設汚泥処理物が当事者間で有償譲渡されており、当該取引に客観的合理性があること。 ・実際の判断にあたっては、有償譲渡契約や特定の有償譲渡の事実をもってただちに有価物であると判断するのではなく、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要である。 ・また、建設資材として利用する工事に係る計画について、工事の発注者又は施工者から示される設計図書、確認書等により確認するとともに、当該工事が遵守あるいは準拠しようとする、又は遵守あるいは準拠したとされる施工指針や共通仕様書等から、当該建設汚泥処理物の品質、数量等が当該工事の仕様に適合したものであり、かつ構造的に安定した工事が実施される、又は実施されたことを確認することも必要である。
占有者の意思	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分が認められないこと。 ・したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できるものであると認識しているが否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡しようとする、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思があること。したがって、占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではない。 ・実際の判断にあたっては、上記一から四までの各有価物判断要素の基準に照らし、適正な再生利用を行おうとする客観的な意思があるとは判断されない、又は主に廃棄物の脱法的な処分を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず廃棄物に該当するものと判断される。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・有償譲渡実績や契約は一つの簡便な基準に過ぎず、廃プラ、がれき類、木くず、廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥、建設汚泥処理物等必ずしも市場の形成が明らかでない物は、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、各種判断基準により総合的に判断 ・自ら利用の場合は、他人への有償譲渡の実績を求めるものではなく、通常の取扱い、個別の用途に対する利用価値並びに上記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照らし判断 ・中間処理業者等の自ら利用は、他人に有償譲渡できるものであるか否かを判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら利用の場合は、他人への有償譲渡の実績までは求めない。 ・中間処理業者の自ら利用は、他人に有償譲渡できるものであることが必要。